

議案第三二號

学校々舎算費用料条例制定に付リ

学校々舎算費用料条例を次のように定める

昭和二十九年三月九日提出

三朝町長

取

出

雅



昭和二十九年三月九日議決

東伯郡三朝町議會議長天野



学 校 々 舎 等 使 用 料 条 例

第一条 この条例は地方自治法第二百一十一条の規定により学校々舎等使用者に

対し使用料を徴収することと定める

第二条 徴収すべき使用料の額は別表による

第三条 学校々舎等を使用しようとする者は三ヶ月前に町教育委員會に申請し許可

を受け別表に定める料金を使用前に納めなければならぬ

第四条 使用が連日に亘るもので町教育委員會において必要と認められる場合は第二条

条の使用料の割合を増減することができる

第五条 夜間室内炎燈費は統て使用者の負担とする

第六条 官庁若しくは町内各種団体の主催による集合その他の使用に於て町教育委員

會の承認を得たるときは使用料を減額又は免除することができる

第七条 次の各号の一に該当するものに於ては使用を許可しない

一 教育上支障ありと認めるとき

二 営利を目的とする使用と認めるとき

三 その他教育委員會に於て学校管理上支障ありと認めるとき

第八条 使用を許可したものであつても学校管理取締上必要と認められた場合は以下

でも取消することができる

2 但しこの場合において使用料の一部又は全部を還付することとすることができる

第九条 使用中建物器具を亡失毀損したために損害を生じたときは町教育委員會

第十條 本条例の施行に因りし必要な事項は町長が定める

附 則

- 1 この条例は公布の日から施行する
- 2 本条例の適用に用する条例（昭和二十八年三朝町条例第五号）中、学校々會等使用料条例は廃止する

別表

区分	使用時間	
	昼	夜
講堂	三〇〇円	四〇〇円
教（二日）教室（つぎ）室	二〇〇円	二五〇円
公民館 その他の管 物館	二〇〇円	二五〇円